

リコーグループ税務方針

リコーグループは、すべてのステークホルダーから信頼される企業となるべく、責任と透明性のある税務運営を行います。国、地域ごとの税法法令およびその精神を遵守し、税務コンプライアンスの維持・向上に努めることで、適正な納税を行い、企業の社会的責任を果たします。

ガバナンス

当社グループの税務ガバナンスは代表取締役 社長執行役員・CEO（以下 CEO）により承認・定められた税務方針を基本とし、税務の透明性を担保する仕組みを構築しています。具体的なグループ税務政策・手続きは、CEO に権限を委譲された最高財務責任者（CFO）が税務の責任を負い、社内規定に基づいて履行しています。また、税務に関する課題については、監査役に報告しています。監査役は会計監査人に対し、必要に応じて税務上の課題についての説明を求め、状況を確認しています。重要な業務執行の意思決定は、社内規定に基づき取締役会または GMC（グループマネジメントコミッティ）に対して上程され、その中で関連した税務課題の確認や、抽出された税務課題に対する対応についても報告した上で実施しております。リコーグループは、国、地域ごとの税務関連法令、国際ルール等に照らして常に税務コンプライアンスの維持・向上に努め、適正な納税を行い、企業の社会的責任を果たします。

ビジネスの原則

当社グループは各国・地域の税法および OECD が掲げる税源浸食と利益移転(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)などの国際的な税務フレームワークを支持し、税務ペナルティや二重課税による企業価値の毀損リスクの防止に努めています。グローバルに事業展開を行うなかで、グループ内取引の価格設定と契約内容に関する基本を定め、より合理的かつ整合性のある取引の遂行を図っています。グループ間国際取引における取引価格については原則として、独立企業間価格に基づいて算定しています。

また、リスクの高い国の子会社との取引については、事前確認制度(APA)を活用しています。

タックスマネジメントと租税回避行為

当社グループは各国・地域における優遇税制について、通常の事業活動の中で利用可能なものを効率的に活用し、適正な税負担となるように努めています。税法の趣旨から逸脱して、タックスヘイブンや軽課税国への利益移転行為、事業実態なく税務恩典を利用する等、租税回避を意図した税務対策を行いません。また、タックスヘイブン対策税制の適用対象となる場合には適正な申告及び納税を行います。

税務当局との関係

当社グループは、税務当局に誠意を持って対応することにより、税務の確実性を高めることを目指しています。適時適切な税務申告・納付、税務当局からの求めに応じた税務情報等の提出を通し、各国税務当局との信頼関係を築くとともに、必要に応じて事前確認制度などによる税務当局との合意を図り、長期の税務ポジションの明確化と税務リスク低減に努めています。

透明性

当社グループは、会計基準の世界標準である国際会計基準(IFRS)を導入し、グループ内の会計基準を統一することがグループ経営管理の精度向上に寄与するものと判断し、2014年3月期期末決算からIFRSを任意適用しています。

IFRSや金融商品取引法に準拠し、有価証券報告書を作成しており、EDINET*にて開示しています。

有価証券報告書は、当社ホームページより日本語版・英語版ともに閲覧することが可能となっています。

当有価証券報告書の中で、税務に関して繰り延べ税金資産負債の内訳等を法令および規則に準拠して掲載しています。

*EDINET

金融商品取引法に基づく開示文書に関する金融庁所管の電子情報開示システム

制定 2017年6月

改定 2023年7月

株式会社リコー

代表取締役社長執行役員・CEO 大山 晃